

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

ガーナ人権報告書 2016 年版

概要

ガーナは、強権的な大統領制及び 275 議席の一院制議院を持つ立憲民主主義国である。2016 年の選挙に先立つ期間に、政党と無所属候補は公然と、不当な制約も受けずにキャンペーンを行った。単発的な暴力の例が報告されたが、キャンペーンはおおむね平和的に進んだ。12 月 7 日に実施された大統領選と議会選挙は、平和的で透明性があり、包括的で信用できるものであると、国内外のオブザーバーから評価された。新愛国党 (New Patriotic Party: NPP) の候補者、ナナ・アクフォ＝アド (Nana Akufo-Addo) が投票総数の 53 パーセント以上を確保し、国民民主会議 (National Democratic Congress: NDC) の候補者で現職大統領のジョン・マハマ (John Mahama) に 9 パーセント以上の差をつけて勝利した。マハマ大統領は 12 月 9 日に選挙での敗北を認めた。NPP の候補者が議会の 169 議席を勝ち取り、NDC が残りの 106 議席を確保した。

文官当局は治安部隊に対する有効な支配を維持していた。

最も深刻な人権問題は、死亡者と負傷者が出た拷問などの警察による過剰な武力の行使、苛酷で命にかかわる刑務所の状況、人身売買、及び強制児童労働などの搾取的な児童労働であった。

他の人権問題は、警官による強姦、公判前勾留期間の延長、ジャーナリストへの暴行と嫌がらせ、政府内のあらゆる部局での汚職、女性の性器切除／切断を含む女性と子どもに対する暴力、女性、障害者、HIV/AIDS 感染者、及びレズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー、インターセックスの人々に対する社会的差別、政治的動機による暴力と自警行為による暴力などであった。

政府は、治安部隊員又は政府内のいずれかの職員であるかどうかにかかわらず、職権を乱用した役人を起訴し、罰する処置を取ったが、刑罰逃れは依然として問題になっていた。

第 1 節 個人の完全性の尊重、以下の不利益からの自由など：

a 恣意的な生命の剥奪及び他の法に基づかない又は政治的動機による殺害

政府又はその職員が、恣意的な、又は不法な殺害を実行したという報告がいくつかあった。例えば (2016 年) 5 月に、クマシ (Kumasi) の警察は容疑者を殴り殺したという。検死報

告書には容疑者が自然死で死亡したと記されているが、目撃者は、警察がテイザー銃とその銃床を使って、容疑者が無意識に陥るまで暴行を加えたと主張した。当局は 3 人の警官を逮捕したが、その後彼らを釈放した。警察情報・専門的基準ユニット (Police Intelligence and Professional Standards Unit: PIPS) は、関係する警官に職務質問を行うよう勧告した。

(2016 年) 8 月現在、PIPS は警察の暴力と銃撃事件 1 件の 52 件の報告を調査した。

b 失踪

政治的動機による失踪については報告がなかった。

c 拷問及び他の残虐、非人道若しくは品位を傷つける取扱い又は刑罰

警官による殴打、強姦、及び容疑者と市民へその他の虐待について信憑性の高い報告があったが、憲法と法律はそのような慣行を禁止している。容疑者や他の市民への暴行は国内各地で発生したが、被害者が正式な苦情の申し立てを躊躇したので、一般に公式のルートを通じては報告されていなかった。警察は全般的に疑惑を否定するか、又は行使した実力のレベルが正当であると主張した。人権公正委員会 (Commission on Human Rights and Administrative Justice: CHRAJ) は、軍当局者がタマレ (Tamale) で 16 歳の少年を拷問したと主張する報告書を受け取った。(2016 年) 11 月現在、CHRAJ はその件の調査を終えたが、最終報告は保留中であった。

2015 年に国連特別報告者フワン E. メンデス (Juan E. Mendez) は、容疑者の逮捕、拘束、及び尋問の際に、そして特に、警察による自白を引き出す方法として、拷問や他の虐待が頻繁に行われているとの報告を受けた。ホ (Ho) 及びアクラ (Accra) での拘束に関連した警察による被勾留者への暴行の報告についての CHRAJ の調査は、(2016 年) 11 月現在進行中であつた。

国連は、(12 月 20 日現在で) 2016 年内に、2015 年に発生した 1 件の疑惑事件に関連してガーナの和平監視者に対する性的搾取と虐待の申し立てを 1 件受領したと報告した。この申し立てには、リベリアでの国連任務に配置された軍人が関与していた。国連によると、この申し立てについては年末の時点でガーナ政府による調査が保留中であった。

刑務所及び収容施設の状況

刑務所の状況は、身体的な虐待、食糧不足、過密状態、及び不十分な衛生状態と医療のた

め、一般に苛酷で、命にかかわる場合もあった。

物理的状況：（2016 年）10 月に入手したガーナ刑務所サービス局（Ghana Prisons Service）の統計によると、設計時の収容定員が 9,875 人の刑務所に、13,685 人の受刑者（男性 13,496 人と女性 189 人）が収容されていた。当局は、アクラの成人矯正施設で成人と分けて未成年者を別に拘禁しており、公判前の被勾留者を、別個の独房にはあるが、既決囚と同じ施設に収容していた。女性は男性とは別個に拘禁されていた。刑務所の職員は精神衛生を特に気にかけてはおらず、刑務所当局は通常、知能障害のある受刑者を特別に扱ったり、治療その他の支援を提供したりしていなかった。

国連特別報告者のメンデスは、2013 年の視察の際、刑務所の過密状態を「驚くべき」と表現した。ヌサワム刑務所（Nsawam Prison）の一部の独房棟では、約 415 平方フィートのスペースに 115 人の受刑者を収容していた。公判前勾留区画は、多くの場合さらに過密の度合いがひどく、超満員の独房（4 人用に設計された独房に 40 人）では、受刑者は頭からつま先まで胎児のような姿勢で横たわっていた。Sekondi 刑務所の受刑者は、スペース不足のため寝ずに起きていて、交代勤務中に眠っていた。多くの受刑者はマットレスやマット、毛布もなく床の上で眠っていた。2015 年の追跡評価において、メンデスはこれらの刑務所の状況に改善が全く認められないと述べた。政府は、主要刑務所の多くで収容者数の削減を進めた。しかし、設計時の収容定員よりも約 2～4 倍多い受刑者を収容している刑務所では、依然として過密状態が深刻な問題となっていた。

政府は拘禁中に亡くなった 48 人の死因について、すべて自然死によるものと報告した。

守衛や他の受刑者も、受刑者を身体的に虐待しているという。守衛は時に、刑務所の規則を守らせるためにむち打ちを行っていると言われ、通常は「黒コート」（模範囚を指す隠語）に実行させているという。政府は「黒コート」の存在を認めているが、彼らに特別な権限を与えたり、規律上の職務を実行させたりはしていないと否定した。CHRAJ とガーナ刑務所サービス局は、守衛が受刑者を身体的に虐待しているとの苦情は全く寄せられなかったと報告した。

受刑者は飲料水を利用できるものの、食物は不十分であった。食事では日常的に果物や野菜、肉を与えられておらず、受刑者の家族が差し入れる食物に依存せざるを得ない状況にあった。当局は、元々植民地時代の砦や人の住まなくなった公共施設か軍事施設であった建物に、不適切な換気と衛生、標準以下の造り、不十分な居住空間や照明といった状態で、多数の受刑者を収容していた。ガーナ刑務所サービス局は周期的に刑務所を薫蒸し、消毒していたが、衛生状態は不適切なままであった。受刑者数に対して十分な数のトイレがな

く、100 人の受刑者が 1 つのトイレを共同で使っているような状態で、トイレはしばしば排泄物であふれていた。

医師ではなく医療助手が医療サービスを提供していたが、受刑者数に対して担当医の数が少な過ぎ、基本的な医療機器と薬が不足していた。すべての刑務所医務室で、薬はごく限られた量しかなかった。刑務所では、歯科治療は受けられなかった。受刑者の症状が刑務所の医療関係者では対処できないものである場合、刑務所当局は受刑者を地元の病院に差し向けた。地元の医療施設での治療を容易にするために、ガーナ刑務所サービス局は国民健康保険計画に被収容者の半数以上を登録した。2016 年内に、治療目的などでの受刑者の移送を容易にするために、ガーナ刑務所サービス局は追加の車両とバスを確保した。アンカフル疾病キャンプ刑務所（Ankaful Disease Camp Prison）には、最も深刻な伝染病に罹患した受刑者 29 人が収容されていた。

宗教団体、慈善団体、及び民間企業と市民は、しばしば刑務所にサービスと薬や食物などの物資を提供した。一部の団体は、刑務所内への入場許可を得る際に、刑務所の管理者から賄賂を要求されたと報告した。

（2016 年）8 月に発表された研究により、2011 年の時点で、おそらく知能障害については過小報告されているが、クマシ、ンサワム（Nsawam）、スンヤニ（Sunyani）の刑務所にいる受刑者の 1.6 パーセントが障害者であったことが判明した。研究では、障害者は慢性疾患の薬を受給しており、娯楽施設と職業教育を利用できると報告されているが、障害者が治療や娯楽施設の利用を巡って他の受刑者と競争する必要がある場合、刑務所の設計上の理由から障害者に不利な結果になっていることが明らかにされた。

運営：記録の管理が不適切であるため、甚だしく長期の公判前勾留（一部では 10 年間に及ぶものまで）で拘禁されている受刑者もいた。例えば、受刑者がクマシ刑務所で 2015 年に発生した暴動の最中に記録を破壊した後に、司法当局は新しい令状を発行したものの、日付を拘置の起算日まで遡らせなかった。苦情に対応する刑務所オンブズパーソン又は同等の権限をもつ者はいなかった。警察による暴力や過剰な実力行使の疑惑が生じた場合でさえ、一般に苦情を述べることを躊躇する傾向があったため、当局は苦情の件についてほとんど調査しなかった。情報不足のため、拷問又は苛酷な扱いの使用を禁止する刑務所サービス法（Prisons Service Act）第 25 条に基づいた違反で、責任を問われる可能性のある職員について行われた調査は少なかった。

独立的監視：政府は刑務所の状況についての独立的監視を許可した。政府の影響から独立した立場にある国内の非政府組織（NGO）は、過密を緩和し、未成年者の監禁を監視し、

受刑者に科された刑罰の最大限を越えて服役することがないように、公判前勾留、保釈、及び記録管理手順を改善するのを支援するため、受刑者と被勾留者の側に立って活動していた。国内の報道機関も刑務所の状況を報じた。

d 恣意的な逮捕又は拘留

憲法と法律は恣意的な逮捕と拘禁からの保護について規定しているが、政府は多くの場合このような保護を無視した。

警察及び治安組織の役割

警察は、内務省（Ministry of the Interior）の下で法と秩序の維持に責任を負うが、軍は、例えば重要なインフラの保護などにおける支援の名目で、法執行活動に引き続き参加していた。別個の組織である国家調査局（Bureau of National Investigations）は、国の安全保障にとって重大であると見なされた事案を処理し、国家安全保障省（Ministry of National Security）に直接答申する。警察は殺人、科学捜査、ドメスティック・バイオレンス、ビザ詐欺、麻薬、及びネット犯罪に関する専門的なユニットをアクラに維持していた。警察は人身売買防止を専門とするユニットを、アクラと一部の地域に維持していた。そのようなサービスは、事務所のスペースと車両その他の機器の不足により、首都以外の場所では利用できなかった。

警察による暴力、汚職、職務怠慢、及び刑罰逃れは問題であった。警官による殴打、強姦、及び容疑者と市民へその他の虐待について信憑性の高い報告があったが、憲法と法律はそのような慣行を禁止している。容疑者の起訴の遅延、犯罪者と警察の共謀の報告、及び警察の不祥事に関する国民一般の認識が見られた。警官が、私営の債務回収業行為、違法な検問所の設立、また、被勾留者の仕事仲間で恨みを抱いている者から賄賂を受け取り、それと引き換えに市民を逮捕するなどによって金銭を搾取しているとの、信憑性の高い報告があった。

警察総監（Inspector General of Police）、CHRAJ、及び PIPS は、治安部隊が過剰な武力を行使したとの告発について調査する。PIPS は人権侵害と警察の不正行為についても調査する。

（2016 年）8 月現在、PIPS は 900 件を超える苦情を受理していた。これらの苦情のうち 25 件は完了しており、749 件がいまだに調査中であった。同期間に、PIPS は、事件の反職業的取扱いに関する報告 200 件、捜査の不当な遅延に関する報告 145 件、不公平な対処に関する報告 109 件、警察による暴力の報告 52 件、不法な逮捕と勾留の報告 50 件、ゆすりの報告 22 件、及び窃盗、銃撃事件、強奪の報告それぞれ 1 件を調査した。8 月現在、PIPS の

調査の結果として 66 人の警官が解雇されていたが、刑事事件で起訴された者は誰もいなかった。

逮捕手続及び拘留中の取扱い

法律は逮捕に裁判所の令状を義務づけており、48 時間以内の罪状認否手続きを規定している。しかし、専門家や報道機関の報告によれば、警察はたびたび令状なしで逮捕を行い、48 時間以上の長時間にわたって、嫌疑のない人を勾留したという。当局は、令状を更新することによって、又は捜査中に令状が失効するのを単に放置することによって、一部の被勾留者を無期限に拘禁した。憲法は、勾留された個人に、本人の理解できる言語により直ちに勾留理由と弁護士に相談する権利について知る権利を与えている。しかし、ほとんどの被勾留者には弁護士を雇うだけの余裕がなく、政府には法律相談の提供が義務づけられていない。政府は国内で常勤の法律扶助弁護士を 21 人しか雇用しておらず、彼らは第一に民事案件を扱っていた。弁護士を雇う余裕のない刑事事件の被告人は、自ら代理人を務めることがよくあった。法律は、裁判所の定める「妥当な期間」内に審理されなかった勾留者を、無条件で、又は本人の後日出廷を保証するのに必要な条件に従って、釈放するよう義務づけている。この規定は、実際にはめったに遵守されなかった。政府は、公判前の被勾留者の事件を監視して助言を与えるため、一部の刑務所に法律補助員を配置することによって、また、公判前の被勾留者の事件を審査して必要な措置を講じるため、裁判官に刑務所の訪問を命じることによって、公判前勾留中の被勾留者の数を削減しようと努めた。

法律は保釈についても規定しているが、裁判所はしばしば無制限の裁量を行使して、保釈金額を法外に高く設定していた。(2016 年) 5 月に、最高裁判所は、殺人、強姦、及び麻薬取締法違反などの特定重大犯罪で告発された者には保釈を認めないという刑事訴訟法の規定を無効にした。

恣意的な逮捕：警察による恣意的な逮捕の報告が引き続きあった。不法な逮捕と勾留は、PIPS が (2016 年) 8 月までに受理したすべての苦情事案の 5.5 パーセントを占めていた。

裁判前の拘留：長期に及ぶ公判前勾留は、依然として深刻な問題になっていた。10 月に入手できたガーナ刑務所サービス局の統計は、2,295 人の被収容者（すべての被収容者の 16.8 パーセント）が公判前の状況にあることを示していた。公判前の勾留期間は、数多くの例において犯罪容疑に対する最長期間を越えていた。

被拘留者が法廷で拘留の合法性に異議を唱える能力：被勾留者は、法廷で彼らの勾留についての法的根拠又は恣意的性質に異議を唱え、不法に勾留されたことが認められるならば、

即時の釈放と補償を得る権利が与えられている。

e 公正な公判の否定

憲法と法律は司法の独立を定めているが、司法機関は不法な影響と汚職を免れていない。司法当局者は、事件を促進又は延期するために、あるいは記録を「紛失」させるために、賄賂を受け取ったという。

司法機関の汚職を調査したジャーナリストによる 2015 年の報告書を受けて、最高裁判所長官は、疑惑を調査するために最高裁判所裁判官が率いる 5 人の委員から成る委員会を組織した。2016 年末までに、司法組織は調査の結果として 12 人の高等裁判所裁判官、22 人の下級裁判所裁判官、及び 19 の司法業務スタッフをその役職から免職した。当該裁判官に対して告訴又は刑事訴訟手続は開始されなかった。

裁判所の混雑を緩和し、司法の非効率性を高める裁判外紛争解決（alternate dispute resolution: ADR）手続きがあるにもかかわらず、裁判の遅延は続いていた。ADR を実施するための研修を受けた専門的な仲裁人が、紛争を解決して長期裁判を避けるために全国の様々な地方裁判所で業務にあたっていた。にもかかわらず、6 ヶ月以内に訴訟を結審に導くために設けられた早期決着裁判（fast-track court）においてさえ、審理は通常何年にも渡って続いた。

軍人は、軍事裁判所で刑法に基づいて個別に審理される。軍事裁判所は、民間法廷と同じ権利を与えるが、民間人を審理することは許されていない。

首長法（Chieftaincy Act）は、村落の族長及びその他の伝統的首長に、当該地域の事案を仲裁する権限、及び離婚、子どもの保護監督、財産紛争のような事案に対処する慣習的部族法を施行する権限を与える。しかし、伝統的支配者の権威は、裁判所及び地方議会のような文民機関の権力が相応に増大しているため、着実に衰えている。

退職した最高裁判所判事が率いる司法省内の司法苦情ユニットは、裁判所又は裁判官による不公平な取扱い、不法な逮捕又は拘禁、訴訟事件一覧表の紛失、審理の遅延と判決の解釈、裁判官の贈収賄といった、一般市民からの苦情に対処していた。

裁判手続

被告は無罪を推定されて、必要に応じて無償の通訳を受けながら、すべての上告を通して告訴された瞬間から、被告に対する罪状を迅速かつ詳細に知らされる権利を有する。被告

は公正な公判を不当な遅延なく受ける権利を有するが、裁判はしばしば遅延した。被告は自らの公判に在廷する権利、弁護人により代理される権利、被告の弁護を準備するための適正な時間と施設が与えられる権利、証人と証拠を提示する権利、及び証人に対峙して起訴又は反対尋問する権利を有する。被告は罪を証言又は自白することを強制されない権利を有するが、一般に被告は政府が十分な事実の申し立てを行った場合、自白することが予想される。被告は政府が保持する証拠を閲覧する権利は有していないが、被告側が検察側の所有する証拠に対する権利があることを指摘する判決はある。しかし、実際には、弁護団がそれを要請しない限り、検察は習慣的に、そのようなアクセスを提供することに抵抗した。被告は上訴する権利を有する。当局は、一般的にこれらの保護手段を尊重しており、法律はこれらの権利をすべての市民に拡大している。

政治犯及び政治的理由により拘留された者

政治犯又は政治的理由による被勾留者に関する報告はなかった。

民事上の訴訟手続及び救済方法

民事事案に関して独立的かつ公平な司法が存在しており、市民は、人権侵害について損害賠償又はその停止を請求する訴訟を提起するために裁判所に赴くことができる。

早期決着 ADR 裁判所と、電子データ管理を通して訴訟手続きが迅速化される「オートメーション」商事裁判所は、紛争の解決を効率化する取り組みを継続しているが、遅延はなおも一般的であった。当局は追加のオートメーション裁判所を全国に設置しており、こうした裁判所の無作為に選ばれた判事は、司法組織の汚職の削減に寄与している。

憲法は、最高裁判所が最終的な上告裁判所であると述べている。しかし、被告は西アフリカ諸国経済共同体裁判所（Economic Community of West African States Court of Justice）に人権侵害容疑の救済策を求めることができる。

f 私生活、家族関係、家庭生活、又は通信に関する恣意的又は不法な干渉

憲法はそのような行為を禁止しており、政府はこれらの禁止を尊重していた。

第2節 市民的自由権の尊重、以下の各権利など：

a 言論及び報道の自由

憲法及び法律は言論及び報道の自由を定めているが、政府はこれらの権利をおおむね尊重していた。

暴力と嫌がらせ： 政府当局と治安当局者は、国内各地でジャーナリストに暴行と嫌がらせをする場合があった。ある例では、最高裁判所が係属中の事件の裁判官に対する脅威であると主張した発言に関して、同裁判所がラジオ番組の司会者と番組に出演した 2 人のパネリストに罰金を科し、禁固 4 ヶ月を宣告した。裁判所命令によってラジオ局にも罰金が科され、局側はそのようなコメントが将来的に放送されるのを防止する措置を講じると強く断言した。大統領の執行延期令により、収監されたラジオ司会者とパネリストは 1 ヶ月後に釈放された。

セントラル州（Central Region）Gomoa Ojobi で警察官が地元のテレビ・ラジオ局のレポーターに暴行し、勾留したとの疑惑を、地元メディアは広く報道した。別の例では、メディアは、バス運転手に賄賂を要求している警察官の写真を撮ったジャーナリストが逮捕されたと告発する話を報道した。

インターネットの自由

政府はインターネットへのアクセスを制限又は妨害せず、オンラインコンテンツの検閲も行わなかった。また、政府が適正な法的権限なしに私的なオンライン通信を監視しているとの信用できる報告もなかった。インターネットはアクラ及び他の大都市ではアクセス可能である。国内の他の地域におけるインターネットアクセスは限定的であるが、成長のさ中にある。国際電気通信連合（International Telecommunication Union）によれば、2015 年には、ガーナ人口の約 23 パーセントがインターネットを利用していた。

学問の自由と文化的行事

学問の自由又は文化的イベントに対する政府の制限はなかった。

b 平和的集会及び結社の自由

憲法と法律は平和的集会と結社の自由を定めており、政府はこれらの自由をおおむね尊重していた。

c 信教の自由

以下の URL で公開されている米国国務省の「世界の信教の自由に関する報告書 (International Religious Freedom Report)」を参照のこと。

www.state.gov/religiousfreedomreport/

d 移動の自由、国内避難民、難民の保護及び無国籍者

憲法は国内における移動、国外渡航、移民、帰還の自由を定めており、政府はこれらの権利をおおむね尊重していた。政府は、国連難民高等弁務官事務所 (Office of the UN High Commissioner for Refugees: UNHCR) や他の人道主義組織と協力して、国内避難民、難民、帰還難民、庇護希望者、無国籍者、又は他の援助対象者に保護と援助を提供している。

移民、難民及び無国籍者の虐待： 性的暴力や性別に基づく暴力は、依然として問題になっていた。UNHCR によると、(2016 年) 12 月現在、強姦未遂、凌辱 (子どもへの強姦)、大人と子どもへの性的虐待、身体的暴行、精神的暴行など、難民キャンプから報告された性的暴力や性別に基づく暴力の事件は 42 件あった。UNHCR は、報告されたすべての事件に、必要に応じて医療、心理社会、治安、そして法律の援助を提供するために、ガーナ社会開発・保健医療サービス局 (Department of Social Development and Ghana Health Service) の心理社会カウンセラーの職員と協働した。UNHCR は身体的暴行事件のうち 1 件を警察に通報し、シェルターへの被害者の転居と後で保釈された容疑者の逮捕につながった。年末の時点で、裁判所はこの事件の判決をまだ下していなかった。性的暴力や性別に基づく暴力の犯人に、キャンプで行われた行為について責任があると見なす上での難題の一つは、犯人とされる人物及び被害者と推定される人が民事及び刑事の法的カウンセリングや法的地位に基づく個人的代理権にアクセスできないことだった。

難民の保護

庇護へのアクセス： 法律は、庇護希望者又は難民としての地位の認可を定めており、政府は難民に保護を提供するための制度を確立していた。法律は、却下された庇護希望者が上訴し、上訴の判決が下されるまで国内にとどまることを許可している。内務大臣が任命する 4 委員制の上訴委員会は上訴の裁定に責任を負うが、そのプロセスは遅延に左右され続けた。

雇用： 難民は他の外国人と同じプロセスを通して労働許可証を申請することができた。しかし、難民の大多数は非公式部門に職を得ており、労働許可証は一般に公式部門での雇用に限って発行された。

恒久的解決策： 論議を呼んだコートジボワールの 2010 年大統領選挙の後に生じた政情不安定の結果、2011 年に、約 18,000 人のコートジボワール国民がガーナへ逃れてきた。同年内に UNHCR はコートジボワール難民 52 人の自発的な本国帰還を支援した。コートジボワール難民は緊急対応の初期段階には一応の（prima facie）難民としての地位を与えられていたが、2012 年末までに、ガーナはその後流入して来た全てのコートジボワール難民に関して、個別に難民の地位を決定する方針へと移行した。

2012 年に、UNHCR と国際移住機構（International Organization for Migration）は、4,700 人を超えるリベリア人がガーナから自発的に本国に帰還するのを支援した。約 3,700 人のリベリア人が現地への統合を選択した。UNHCR とガーナ難民委員会（Ghana Refugee Board）は、その後のガーナ居住労働許可証の給付を可能にするため、リベリア人にパスポートを発行する作業をリベリア政府と共同で継続した。2016 年末に、1,000 人未満の人々がまだリベリアのパスポート給付を待っていた。ガーナ移住サービス局（Ghana Immigration Service）も、成人の労働許可証を含め、割引料金で居住許可証を発行することによって、元リベリア難民をガーナ国民に統合するためのプロセスを支援した。

UNHCR の多目的登録強化運動（Multipurpose Enhanced Registration Exercise）によれば、2016 年末の時点で、ガーナは難民 11,865 人と庇護希望者 1,371 人、合計 13,236 人の援助対象者を受け入れていた。この数字には、コートジボワール（難民 6,453 人、庇護希望者 504 人）、トーゴ（難民 3,299 人、庇護希望者 87 人）、リベリア（難民 1,358 人、庇護希望者 6 人）、及びその他の国（難民 755 人、庇護希望者 774 人）からの難民と亡命者が含まれている。

2016 年末の時点で約 3,500 人の援助対象者が認証を待っていた。彼らは主にトーゴ人、免除されたリベリア難民、ルワンダ難民、及びほとんど免除されていないシエラレオネ難民であった。

第 3 節 政治的プロセスへの参加の自由

憲法と法律は国民に、秘密投票によって行われ、普通平等選挙権に基づいた自由で公正な周期的選挙を通して国の政府を変更する能力を与えている。

選挙及び政治的な参加

最近行われた選挙： 2016 年の選挙に先立つ期間に、政党と無所属候補は公然と、不当な制約も受けずにキャンペーンを行った。選挙委員会は、一般有権者登録認証運動の実施を含

めて、選挙が、自由かつ公正であると保証する措置を講じた。単発的な暴力の例が報告されたが、キャンペーンはおおむね平和的に進んだ。例えば、9月に Suhum と Asunafo South で攻撃者が選挙委員会の事務所から略奪を行った。また、NPP 及び NDC の支持者らと政党提携自警団グループとの間の武力衝突についての報告があった。12 月 7 日に実施された大統領選と議会選挙は、平和的に行われた。欧州連合選挙監視ミッション（European Union Election Observation Mission）や国内選挙監視者同盟（Coalition of Domestic Election Observers）などの国内外のオブザーバーが、この選挙は透明性があり、包括的で信用できるものであると評価した。無所属候補者 1 名を含む 7 名の候補者が大統領就任を巡って争った。NPP の候補者、ナナ・アクフォ＝アドが投票総数の 53 パーセント以上を確保し、NDC の候補者で現職大統領のジョン・マハマに 9 パーセント以上の差をつけて勝利した。マハマ大統領は 12 月 9 日に選挙での敗北を認めた。NPP の候補者が議会の 169 議席を勝ち取り、NDC が残りの 106 議席を確保した。ガーナ統合イニシアチブ（Ghana Integrity Initiative）、ガーナ民主主義開発センター（Ghana Center for Democratic Development）、ガーナ汚職防止同盟（Ghana Anti-Corruption Coalition）、汚職防止市民運動（Citizen's Movement against Corruption）、及び欧州連合選挙監視ミッションは、在職期間の悪用とキャンペーン中に国有メディアに与えられた不平等なアクセスに関する懸念を表明した。報告は選挙報道における地域的偏向にも言及しており、グレーター・アクラ（Greater Accra）州とアシャンティ（Ashanti）州は他の州よりもかなり多くの配慮を受けていた。

女性及びマイノリティーの参加： 女性又はマイノリティーが、男性又は非マイノリティーの国民と同一の基準で投票を行ったり、事業を運営したり、選挙監視員の務めを果たしたり、その他の政治的生活に参加したりすることを妨げる法律はない。しかし、女性は男性よりも指導的地位に就くことが少なく、一部のオブザーバーは、文化的及び伝統的要因が政治的生活への女性の参加を制限していると考えていた。女性は国民議会の 275 議席のうち 30 議席を占めていた。2016 年の選挙では、37 人の女性が議会議員に選出される結果となった。大統領候補には女性 1 人と障害者 1 人が含まれていた。報告は、女性の候補者がメディアの取材を受ける割合が男性の候補者よりも大幅に少なかったことを示した。

第 4 節 汚職及び政府内の透明性の欠如

法律は公務員の汚職に対する刑罰を定めているが、政府は法律を効果的に実施しておらず、公務員は頻繁に汚職の慣行に関与しながら、刑罰を免れていた。メディアと NGO によれば、汚職は政府内のあらゆる部署に存在しており、世界銀行（World Bank）の世界ガバナンス指標（Worldwide Governance Indicators）やアフロバロメーター（Afrobarometer）といった様々な信頼できる国内外の調査が、ガーナにおける汚職の蔓延を強調していた。経済問題研究所（Institute of Economic Affairs）による 2015 年の調査への回答者の 91 パーセント以上が、

全体的な汚職が高い、又は非常に高いと述べていた。

汚職： 司法組織内の広範囲に及ぶ汚職に対する 2015 年の調査の結果として、2 人の高等裁判所裁判官が（2016 年）4 月に、1 人が 6 月に解雇されて、解雇された裁判官の総数は 23 人となった。6 月に、調査ジャーナリストは、マハマ大統領が 2 件の政府契約を発注された個人から 2012 年に車両を受け取っていた証拠を明らかにした。CHRAJ は 9 月に、大統領が公職者の行動規範に基づく贈与方針に違反したのに対して、彼の行動は利害対立に関して適用可能な規則には違反しておらず、贈与が賄賂には当たらないと判断した。野党 NPP は 9 月に、クマシ空港の滑走路の修繕と都市バスブランド化プロジェクトを含む複数の単独契約書の発行における政府の汚職を告発した。

資産公開： 憲法の公職者の行動規範は、国家元首、大臣、閣僚、国民議会議員、及び公務員に収入と財産の公表要件を定めている。選挙で選ばれたすべての者と何人かの指名された公務員は、4 年ごとと職務を離れる前に資産を公表するよう義務づけられている。資産公開は裁判所命令を通して要求することができるが、監査長官だけが、そのようにして得られた文書を審査することを許される。財務情報は一般に、国民に対して開示されない。

情報の一般公開： 憲法は、政府情報の一般公開について規定しているが、そのような公開を実現させることは実際には困難である。政府官庁は僅かな記録しか保存しておらず、公認記録の多くは紛失しており、情報請求をしても多くの場合回答は得られない。ガーナは、オープン・ガバメント・パートナーシップ (Open Government Partnership) --政府内の透明性、市民参加、責任追跡性、及びテクノロジーとイノベーションを強化するために、2011 年に調印された国際的イニシアチブ--の加盟国であるが、このイニシアチブの下でのその責務の実施は不均一であった。

第 5 節 国内における人権侵害の有無に関して国際組織及び非政府組織が実施する現地調査に対する同国政府の姿勢

様々な国内外の人権団体が、おおむね政府による制限を受けることなく活動を展開しており、人権問題について調査を行い、その調査結果を公表していた。政府当局は多くの場合協力的であり、このような団体が示す見解に対応していた。

政府の人権団体： CHRAJ は、政府機関又は民間企業に対して個人が起こした訴訟を調停し、解決する組織であり、政府からのあからさまな干渉は受けずに活動している。しかし、この組織自体が政府の機関であることから、一部の批評家は、この組織に政府高官の汚職を独立的に調査する能力があるのか疑問視していた。その最大の障害は適正な資金の不足で

あり、それが原因となって、低賃金と劣悪な労働条件、そして他の政府機関や NGO への多くのスタッフの流出を招いていた。CHRAJ への国民の信頼は高く、結果としてスタッフの仕事量も増えていた。

第 6 節 差別、社会的虐待及び人身売買

女性

強姦及びドメスティック・バイオレンス：法律は強姦を刑事犯罪としているが、配偶者間強姦は対象としていない。強姦の容疑者は、有罪宣告されると 5 年以上 25 年以下の実刑を科される可能性がある。強姦とドメスティック・バイオレンスは過小報告されており、依然として深刻な問題になっていた。ガーナ警察庁（Police Service）のドメスティック・バイオレンス被害者支援ユニット（Domestic Violence and Victim Support Unit: DOVVSU）は、社会福祉局（Department of Social Welfare）、国際婦女法学会（International Federation of Women Lawyers）の国内支部、法律扶助委員会（Legal Aid Board）、その他の複数の人権 NGO と密接に協力してドメスティック・バイオレンスに対処している。2015 年（データが入手できる最新の年）に、DOVVSU は強姦について 322 件の報告を受け取り、127 件の逮捕と 3 件の有罪判決を報告した。2015 年末の時点で、237 件の事件がまだ調査中であった。

ドメスティック・バイオレンスは法律によって禁じられているものの、依然として問題になっている。（2016 年）8 月に公表された調査データは、女性の 27.7 パーセントと男性の 20 パーセントが研究実施前の 12 ヶ月間に少なくとも 1 タイプのドメスティック・バイオレンスを経験したことを示唆した。この研究は地域法と国際的定義に従って、社会的、身体的、性的、精神的、経済的暴力の発生を分析した。法律は、軽犯罪であるドメスティック・バイオレンスに関与した家庭内の当事者に、即決裁判において罰金又は 2 年以下の懲役、又はその両方を科すと規定している。裁判所は違反者に対し、被害者に直接慰謝料を支払うように命じることもできる。しかし、DOVVSU や他の官庁における資源と後方支援能力の不足により、法律の完全な適用は妨げられていた。DOVVSU によって特に要求されない限り、警察はめったにドメスティック・バイオレンス事件に介入しなかった。その理由の一端は、カウンセリング能力、避難施設、及び被害者を支援するための他の資源の不足にあった。多くの場合、被害者は、ドメスティック・バイオレンスを裁判に持ち込むには長い時間がかかると知っているため、虐待を報告して検察に協力する意欲をそがれていた。被害者は、しばしば、警察の医学的調書に被害を記録する医師が請求する手数料を支払う余裕がないために、正式の訴状を作成することができないでいた。被害者は、報復に対する恐怖のためにドメスティック・バイオレンス又は強姦を報告しないこともあった。DOVVSU によれば、2015 年に同ユニットが裁判所に送った 264 件の強姦及び暴行事件のう

ち、17 件しか有罪判決につながらなかった。DOVVSU は 5,520 人の暴行容疑者の報告を受理したと報告し、186 件の事件を裁判所に差し向けた。

女性器切除／女子割礼 (FGM/C)：複数の法律が FGM/C を禁止する条項を含んでいる。この慣行が大人の女性に施されることはめったにないものの、18 歳未満の少女にとっては依然として深刻な問題になっていた。2011 年の複数指標クラスター調査 (Multiple Indicator Cluster Survey: MICS) によれば、女性及び少女の 4.2 パーセントがいずれかの型式の FGM/C の被害者であった。FGM/C はアッパー・ウェスト (Upper West) 州及びアッパー・イースト (Upper East) 州で最も蔓延しており、それぞれの州で 15 歳から 49 歳までの少女及び女性の 41 パーセントと 28 パーセントがこの処置を受けていた。世界保健機構 (World Health Organization: WHO) が小陰唇の部分的又は全体的切除を伴う陰核の切除と定義するタイプ II の FGM は、最も一般的に行われていた。2011 年の MICS によると、大部分の少女は 5 歳になる前にこの処置を受けている。介入プログラムは、FGM/C の蔓延を低下させることに、特に北部の州で部分的に成功していた。国内の NGO は、FGM/C の放棄を促進し、代替りの雇用のために施術者を訓練する教育キャンペーンを継続していた。

他の有害な伝統的習慣：憲法は、人間性を失わせるような、あるいは人の心身の健全性にとって有害な慣行を禁止している。魔術信仰が根強く残っているノーザン (Northern) 州、アッパー・イースト州、アッパー・ウェスト州では、「魔女」とであると疑われた農村部の女性及び男性が家族や村の伝統的権威者によって「魔女キャンプ」村に追放されることがあった。魔女とされる人々が暮らす北部のこうした村では、抑留された人々の一部に家族も同伴していた。こうしたキャンプは、精神疾患のある人が時に家族によって追いやられる場所である「祈祷キャンプ」とは別であった。魔女として告発される人の多くは年老いた女性、しかも多くの場合寡婦であり、同じ村の隣人から病気、凶作、財政上の不運のような難儀の原因と決めつけられていた。魔女の疑いをかけられた人の一部は殺されることもあった。NGO は、こうしたキャンプの住民に食糧、医療、その他の援助を提供していた。ジェンダー・児童・社会保護省 (Ministry of Gender, Children, and Social Protection) は魔女キャンプを監視していた。CHRAJ は、ノーザン州に事務所を置いて 3 ヶ所の魔女キャンプを監視しており、魔女であると告発された人々の権利を保護する取り組みを支援していた。CHRAJ によれば、Kukuo キャンプの人口は 123 人、Tindaan Shayili-Kpatinga キャンプは 34 人、Gnani キャンプは 20 人だったという。

法律は有害な哀悼儀礼を犯罪としているが、そのような儀礼は続いており、当局は犯人を全く起訴しなかった。北部、特にアッパー・ウェスト州では、寡婦は死亡した配偶者を悼むため、又は配偶者への愛着を示すために、ある種の土着的儀礼を受けるように義務づけられている。最も一般的な寡婦の儀礼は、1 年間にわたる哀悼、寡婦の腰周りへのロープと

南京錠による締め付け、死亡した配偶者が埋葬されるまでの傍らでの座り込みの強制、独房監禁、断食の強制、寡婦の剃髪、寡婦の体への粘土の塗り付けの強制などであった。寡婦が配偶者の死後に労働又は経済活動に従事するならば、彼女是不義を犯したと見なされるか、配偶者の死の原因と見なされるか、あるいは魔女と宣言される恐れがある。これらの例において、寡婦は浄化儀礼を受けることや、自宅からの退去を強制される場合がある。

セクシャル・ハラスメント：特にセクシャルハラスメントを禁止する法律はないが、当局は一部のセクシャルハラスメント事件を刑法の規定に基づいて訴追した。ノアの箱舟財団（Ark Foundation）などの女性の擁護団体は、セクシャルハラスメントは依然として広く見受けられる問題であると報告した。

性と生殖に関する権利：夫婦及び個人は、自由に子どもの数、間隔、及び時期を決めて、差別、強制、又は暴力を受けない権利を有するが、しばしばそうであるための情報を得られずにいた。2014年の人口健康調査（Demographic and Health Survey: DHS）によると、現在結婚しているか、又は未婚で恋愛関係にある女性による現代的な避妊法の使用率は、2008年の17パーセントから2014年には22パーセントに増加した。国連人口部（UN Population Division）は、15～49歳の少女及び女性の25.1パーセントが現代的な避妊法を使用していると推計した。

2015年のWHO推計によると、100,000人の普通出産あたり216人～458人の妊産婦死亡者が出た。女性の95パーセント以上が何らかの妊婦ケアを受けた一方、そのケアの品質は高い妊産婦死亡率の一因となるような、不適切なものであると広く認知されていた。2014年のDHSは、分娩の74パーセントが国民健康保険計画の下で便益に含まれている自由な妊娠、分娩、及び産後ケアによると見られる、熟練した医療サービス提供者の援助によって生じていることを明らかにした。産後ケアの指標は、女性の78パーセントが出産後の最初の2日間に産後健康診断を受けていたことを示した。しかし、保健団体は妊娠したすべての女性の約60パーセントが貧血であったと報告しており、女性とその発育胎児の両方が多くの場合マラリアへの罹病性の増大を経験した。2014年のDHSは周産期及び妊産婦の死亡の一因となる貧血を見出した。調査によると、女性が医師の診察を受けることを妨げている要因は、医療費の調達能力の欠如（42パーセント）と保健医療施設までの距離（25パーセント）などであった。

差別：憲法と法律は家族、労働、資産、国籍、及び相続法に基づき、女性に男性と同じ法的地位と権利を定めている。しかし、伝統的な習慣と社会規範は、しばしば、遺産や財産の継承、法的に登録される結婚とそれに伴う法的権利、子どもの保護を維持・実行するための適切な資源に対する権利を女性に許さなかった。女性は貸付金の担保にするための資

産又は財産を所有していないことが多く、したがってクレジットの利用を事実上妨げられていた。農村部の家族は、一般に女性は他の家族に嫁いでしまうことから、女兒を犠牲にして男児を教育することを重視した。女性は、雇用、支払い、及び住宅へのアクセスにおいて引き続き差別を経験していた。

子ども

出生登録： 子どもの両親又は一方の祖父母のいずれかがガーナ国民であるならば、市民権は国内で、又は国外においても生まれながらにして生じる。しかし、国連児童基金（ユニセフ）は、10 人中 4 人を上回る子どもが出生登録されていないことを、搾取、人身売買、及び早期の強制婚に関連する脆弱性に言及しながら報告した。出生登録されていない、又は身分証明書を持っていない子どもは、教育、医療、及び社会保障へのアクセスから除外される恐れがある。出生証明書の欠如又は他の身分及び年齢の証明書も、子どもが例えば被害者、犯罪者、又は証人として司法制度と接触する際に、適切な保護、援助、及び公正な扱いを受けることを保証する際の障害を構成する。子どもが自然災害や紛争の際に、又は搾取の結果としてその家族から分離されるならば、家族との再会は公式関連書類の不在によってより困難なものとなる。出生証明書は学校に入学するための法的前提条件ではないが、出生が登録されていないために一部の児童が教育を拒否されたという。国は、登録の容易さと信頼性を強化する狙いで、2016 年内に自動化された出生登録制度を開始した。

教育： 憲法は、幼稚園から中学校までの全ての児童に対する無料の、義務的な、かつ一般的な基礎教育について定めている。中学校と基礎教育検定試験を完了している生徒の約半数は高等学校に進学した。親は制服や文房具などの、子どもが学校に通うのに伴うその他の費用を負担していた。農村部と北部諸州の女兒は、おそらく女兒と正式な教育に関する消極的な社会的認知、女兒の教育に対する男児の教育の優先、家から学校までの距離、寮施設の不足、及び一般に不十分な教育成果についての懸念により、通学する割合が低いものと考えられた。2014 年の DHS はノーザン州の教育で最大の格差を示した。同州では、女性の 66 パーセントと男性の 47 パーセントが教育を全く受けていなかった（全国平均ではそれぞれ 19 パーセントと 9 パーセント）。2014 年のジェンダー・児童・社会保護省の報告書は、アッパー・ウェスト州で、教員が女子生徒に、水をくんで来て、調理し、自らの衣服を洗い、自らの部屋を掃除するよう指示していたと伝えた。ウェスト州では、生徒が近くのコミュニティの試験センターに 5 日間の試験期間に旅立っている際に、試験中に女子生徒への性的虐待が増大したという。

児童虐待： 法律は、凌辱（同意があるかどうかにかかわらず 16 年未満の児童との性行為）、近親相姦、及び未成年者に対する性的虐待を禁止している。2015 年（データが入手できる

最新の年)に DOVVSU は児童凌辱が疑われる 1,195 件の苦情と 15 件の凌辱未遂事件を受理した。事件の実案件数ははるかに多いものと考えられている。凌辱に関する統計は他の強姦事件とは別個に報告される。男性教員が女子生徒と男子生徒の両方に対して性的な暴行やセクシャルハラスメントを行ったとの報告が引き続きあった。女子及び男子の被害者は多くの場合、このような出来事を親に報告することをためらっており、親は社会的な圧力により、当局に訴え出ることができない場合が多かった。

早期結婚及び強制結婚：結婚の法定最低年齢は男女とも 18 歳である。違法な児童の早期婚と強制婚は依然として問題になっていた。DHS によると、2014 年（データの入手できる最新の年）に、20～24 歳の女性の 21 パーセントが最初の結婚を経験していたか、18 歳になる前から結婚状態を経験していた。この調査は、児童結婚がノーザン州（36 パーセント）、アッパー・ウェスト州（33 パーセント）、アッパー・イースト州（29 パーセント）、及びイースト州（25 パーセント）でかなり蔓延していることを示した。18 歳になる前に結婚した 20～24 歳の男性は、女性の 21 パーセントと比べて、わずか 2 パーセントにしか過ぎず、児童結婚は少女に偏って影響していた。農村部出身の少女は、子ども花嫁になる確率が、都市部出身の少女の 2 倍にのぼると見られた。ジェンダー・児童・社会保護省のドメスティック・バイオレンス局（Domestic Violence Secretariat）児童結婚ユニット（Child Marriage Unit）は、例えば政府と国内の市民団体における児童結婚の利害関係者（政府、市民団体、伝統的宗教指導者、青年団体など）の電子メールプラットフォームを設立し、ソーシャルメディアを通じて国民のアウトリーチを導くことによって、児童結婚と戦う政府の取り組みを主導した。児童結婚廃止国家諮問委員会（National Advisory Committee to End Child Marriage）は、主要な政府及び市民団体の利害関係者が参加して、児童結婚に関する戦略的指針を提供し、情報の共有を支援した。

女性器切除／女子割礼（FGM/C）：18 歳未満の女兒に関する情報については、上記の「女性」の項を参照。

児童の性的搾取：法律は児童の商業的な性的搾取を禁じている。合意の上での性交の最低許容年齢は 16 歳であり、凌辱には 7 年以上 25 年以下の懲役刑が科される。児童ポルノに関する特定の法律はないが、「公衆道徳に対する違反」として起訴することができ、この違反は 3 年以下の懲役及び／又は 120～600 セディ（30～150 米ドル）の罰金によって処罰される。子どもの権利を促進するために、ユニセフは、レスキュー・ファウンデーション・ガーナ（Rescue Foundation Ghana）、チャイルド・ライツ・インターナショナル（Child Rights International）、及びチャレンジング・ハイツ（Challenging Heights）といった国内外の NGO とともに、政府と協働し、子どもの福祉の保護に関する国民の意識を高めることにある程度成功していた。

故郷を追われた児童：農村部における経済的苦難のために都市部への児童の移住が続いていた。児童はしばしば生き残るために自活を強いられ、その結果、児童買春の発生率と中途退学率の両方が増加していた。路上生活をしている少女は、商業的な性的搾取にもっとも脆弱な立場の一つに置かれていた。

国際的な子の奪取：ガーナは（国際的な子の奪取の民事上の側面に関する 1980 年ハーグ条約）(1980 Hague Convention on the Civil Aspects of International Child Abduction) の締約国ではない。以下の URL で公開されている米国国務省の「国際的な親による奪取に関する年次報告書 (Annual Report on International Parental Abduction)」を参照のこと。

travel.state.gov/content/childabduction/en/legal/compliance.html

反ユダヤ政策

ユダヤ人コミュニティには数百人の構成員がいる。反ユダヤ政策的行為についての報告はなかった。

人身売買

以下の URL で公開されている米国国務省の「人身売買に関する報告書 (Trafficking in Persons Report)」を参照のこと。

www.state.gov/j/tip/rls/tiprpt/

障害者

法律は、雇用、教育、航空機での移動や他の交通輸送、医療の利用裁判手続き、又は他の国のサービスの提供における身体的、感覚的、知的、及び精神的障害のある人に対する差別を明確に禁止しているが、政府は同法を効果的に施行していなかった。法律は、障害者が「障害者でも立ち入ることが可能で、利用しやすい場所を備える適切な施設」の公共空間に自由に出入りできるようにすべきであると規定しているが、学校と公共建造物への出入りの困難さは、依然として問題になっていた。障害のある子どもは、彼らのニーズに焦点を当てた専門的な学校、特に耳が聞こえない者のための学校に通学していたが、障害を持つ大人は雇用機会をほとんど得られなかった。

子どもを含め、精神障害と身体障害の両方を持つ人は、しばしば虐待と不寛容に遭遇した。精神病院は過密かつ不衛生で、国では精神衛生の専門家が深刻に不足していた。自宅で暮

らしている障害のある子どもが樹木や市場の一角に縛り付けられることもあり、日常的に鞭で打たれていた。子どもの身体障害者が家族に殺されたという報告もあった。ガーナ教育サービス局（Ghana Education Service）は、その特別教育ユニット（Special Education Unit）を通じて、聾者や盲人の生徒のための国立学校により、聾者や難聴者又は視覚障害者の児童への教育を支援した。障害のある生徒の診断と適応教育は依然として課題であった。

7 歳くらいの幼い子どもを含む知的障害のある数千人の人々が、「祈祷キャンプ」として知られる精神的な癒しの施設に送られたが、そこでは知的障害がしばしば「悪魔の苦悩」と見なされた。居住者は一般に、ほとんど彼らの監禁に異議を唱えることもなく、これらの環境において彼らの意志に反して何週間も鎖でつながれ、連続 7 日間しばしば食物と水を許されず、肉体的暴行を受けた。国は 2012 年に精神衛生法（Mental Health Act）を承認した一方で、当局は立法を実施する措置をほとんど取らなかった。

性的指向及び性同一性に基づく暴力行為、差別及び他の虐待

法律は、「不自然な方法における人との又は動物との性行為」と定義される「不自然な交接」の行為を違法としている。関係する者が 16 歳以上ならば軽犯罪であり、関係者の一人が 16 歳未満ならば重犯罪である。この違反は、男性の同性間の関係に従事した者と異性間の関係に従事した者に適用されるが、女性の同性間の関係に従事した者には適用されない。同法は、性的指向及び性同一性に基づいた差別を禁止していない。

レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー、及びインターセックス（Lesbian, gay, bisexual, transgender, and intersex: LGBTI）の人々は、教育と雇用に関して蔓延する差別に直面していた。彼らは警察による嫌がらせとゆすり行為にも直面した。警察は LGBTI の人々に対する暴行又は暴力の申し立てについて熱心に捜査していないとの報告があった。ゲイの男性は刑務所において、性的虐待やその他の肉体的虐待を受けることが多かった。アクラ州 Nima で 2015 年に発生した、ゲイの男性に、その性的指向を理由に暴行した罪で告発された個人の審判は、2016 年末の時点で係属中であった。

2016 年内に LGBTI の人々に対する警察又は政府の暴力についての報告された事件はなかった一方、被害者が虐待の発生を報告することを妨げる要因として、汚名、威嚇、及び LGBTI の人に対する警察の態度が考えられた。

HIV 及び AIDS に対する社会的汚名

HIV/AIDS 感染者に対する差別は依然として問題になっていた。2014 年の DHS では、15～

49 歳の女性と少女のわずか 8 パーセント、及び男性と少年の 14 パーセントが、HIV/AIDS に関連する汚名の 4 つの指標について受け入れる態度を表していた。2014 年の全国的な HIV 汚名指標研究（HIV Stigma Index Study）も、HIV 感染者に対する汚名と差別の事例を特定した。すなわち、回答者の 5 分の 1 は HIV 感染者である彼らの権利の侵害を報告したが、彼らの 4 分の 3 は救済を求めなかった。研究はこれを、主に彼らの権利に関する HIV 感染者の側の知識不足と支援政策の不足が原因であるとしていた。

非難されることに対する恐怖は、人々が HIV 感染に関する検査を受けることと、陽性と判明した人々が適時の治療を求めることを妨げ続けた。HIV 陽性の人々は雇用差別に直面しており、しばしば職場や家から離れることを強制された。政府と NGO は、国民に無料の HIV 検査を提供している多くのセンターに助成金を与えたが、患者数の多さと多くの診療所の物理的な配置のせいで、センターが機密を順守することはしばしば困難だった。

UNAIDS ガーナによると、治安機関における義務的な本採用前の HIV 適格審査の継続は、汚名と差別を削減する取り組みを妨げていた。

軍と警察を含む治安機関は、それらの募集プロセスと平和維持任務における適格審査基準として HIV の状態を用いた。

CHRAJ は、HIV/AIDS 感染者が経験した汚名と差別の事例、それに鍵となる人々、特に女性の性労働者及び男性と性交する男性についての報告と追跡を改善するために、オンライン報告プラットフォームを運営していた。（2016 年）11 月現在、オンラインプラットフォームを使って報告されたケースが 75 件あった。主な苦情カテゴリーは、保護された健康情報の開示（17 件）、恐喝／ゆすり（15 件）、嫌がらせ／脅迫（14 件）、暴力／身体的虐待（11 件）などである。

他の社会的暴力又は差別

過去数年とは異なり、儀式殺人の報告はなかった。首長の座を巡る紛争は、多くの場合、明確な継承権の不在、土地その他の天然資源についての主張の対立、及び部族内の抗争や確執に起因しており、今なお死亡者や負傷者、そして資産の破壊を招いている。

第 7 節 労働者の権利

a 結社の自由及び団体交渉権

法律は--国軍、警察、カーナ刑務所サービス局、その他の治安・情報機関の職員を除く--労働者が、事前の許可を受けることなく、また過度の規制要件もなしに、組合を結成し、自らの選択する組合に加入する権利を定めている。同法は、労働組合又は使用者の組織が登録証を取得すること、及び任命された政府職員である労働局長から認可を受けることを義務づけている。

法律は合法的ストライキを実施する権利を定めているが、「極めて重要なサービス」を提供する労働者についてはその権利を制限している。雇用・労使関係大臣は、国際労働機関（International Labor Organization: ILO）の極めて重要なサービスの定義から外れる多くの部門を含めて、極めて重要なサービスの一覧を指定した。この一覧には、公益事業会社（水道、電気など）、港湾業、病院、及びガーナ銀行によって行われるサービスが含まれている。これらの部門では、いかなる労働紛争の当事者も、72 時間以内に争いを解決することが義務づけられている。この期限は、業務の中断を制限することによって、使用者と労働者に効率良く働くように圧力をかけることが意図されている。組合と使用者によってそのサービスが企業の生き残りに極めて重要であると考えられている民間企業の労働者についても、ストライキ権は制限される場合がある。組合は、当事者が紛争を自発的仲裁に差し向けることで合意できなければ、又は紛争が仲裁手続きの終了時にも依然として未解決であるならば、合法的ストライキを命令することができる。さらに、1994 年の非常事態権限法（Emergency Powers Act）は、いかなる法律も停止させ、市民集会と行進を禁止する権限を当局に与えるが、同法が労働紛争に適用されるかどうかは不明である。

法律は団体交渉の枠組みについて定めている。しかし、所与の企業において労働者の大多数を代表している組合だけが、団体交渉を行うために必要とされる団体交渉証明書を取得することができる。一企業内に複数の組合があるような場合、通常は多数派又は相対多数の組合が証明書を受け取り、交渉を実施することになる。一般に、証明書保有者には、より小規模な組合の代表者も含まれる。国軍、ガーナ警察サービス局、及びその他の治安・情報関係者は、団体交渉を行う権利を有していない。方針決定又は経営上の機能を担う労働者は、労働法に基づき団体交渉を行う権利を有していないが、彼らは組合に参加して、その使用者との労働交渉を開始することができる。

国家労働委員会（National Labor Commission）は、使用者と組合が労働法に従うと保証する義務を担う政府機関である。同委員会は、労働争議における仲裁のためのフォーラムとしても機能する。

法律は、組合が干渉を受けずに組合の活動を実施することを許しており、不公平な口実によって解雇された労働者の復帰を定めている。労働法は、使用者による反組合的な差別も

禁止しており、組合活動のせいで解雇された労働者の復帰について規定している。労働法は、労働組合員と組合役員がフリーゾーンにおいて団結するならば、組合員と役員を差別から保護する。しかし、労働法は、理由を示さずに労働者の雇用を終了させる使用者の権利についても規定している。

政府は、独立した組合を結成してそれに参加し、合法的ストライキを実施し、団体交渉を行う権利をおおむね保護していた。労働法は具体的な当事者に違反行為の責任を負わせるが、具体的な刑罰は記述されていない。違法なロックアウトを用いる使用者は、労働者の未払いの賃金を支払う義務がある。交渉を拒絶したり、労働者が選定していない組合と交渉したり、交渉権のない労働者を雇用したりした使用者の例はなかった一方、使用者による組合活動への介入の例はいくつか生じた。組合に対する法律の不公平かつ一方的な適用により、多くの組合は、紛争への対処のために承認されたプロセスに従っていなかった。国家労働委員会は、不十分な資源、その任務を執行能力の限界、及び不十分な監視のために、組合と使用者の両方に適用可能な制裁の実施において、課題に直面していた。

労働組合は、政府による干渉を受けずに民間及び国有企業と賃金及び手当に関する団体交渉を行った。どの組合も仲裁に関連する紛争解決プロセスを完了したことがなく、2016 年内に数多くの未認可ストライキが発生した。

b 強制労働の禁止

法律は、あらゆる形式の強制労働又は義務的労働を禁止している。様々な法律の条項が、違反に対する処罰として実刑と囚人労働を実行する義務を規定している。法律は、強制労働を行わせた廉で有罪とされた使用者に対し 250 罰金単位以下（その各単位に交換比率の変動に対応した金額が割り当てられる）の罰金を科すると定めている。

政府は法律を効果的に施行していなかった。強制労働を禁止する法律を施行するための資源は不十分であった。2016 年内に罰金は取り立てられず、結果として懲役につながる訴訟事件は発生しなかった。強制労働から除外された被害者数についてのデータは入手できなかった。1994 年に ILO によって勧告された強制労働に関する ILO 条約に、その労働法を準拠させようとする政府の取り組みについての情報も入手できなかった。

非公式の採掘及び農業部門における児童労働に加え、漁業部門における児童と成人の両方に影響が及ぶ強制労働の徴候が見受けられた。2003 年の児童労働調査報告書（Child Labor Survey Report）によると、49,000 人を超える児童が漁業に関係していた。その 87 パーセントが少年で、13 パーセントが少女であった。25 パーセントが 5～9 歳、41 パーセントが 10

～14 歳、34 パーセントが 15～17 歳の未成年者であった。インターナショナル・ジャスティス・ミッション (International Justice Mission) は、2013 年の調査において監視した、ボルタ湖 (Lake Volta) で働く 800 人の子どものうち最大で 60 パーセントが人身売買の被害者の可能性があるとして推計した。少年たちはカヌーを櫂でこぎ、漁網を引き、カヌーから水をかき出し、荷物を運搬し、使い走りをして、大人の漁夫のために食事の支度をしていた。少女たちは一般に、食事の支度、農作業、使い走りに加え、魚の採集、種類分け、包装、輸送、燻製、販売に従事していた。(2016 年) 7 月に、警察は、人身売買されてボルタ湖で強制的に漁業をさせられていた 5 人の子どもの救出したという。使用者の下から離れることができない一部の子どもは、賃金なしで働き続けていた。

以下の URL で公開されている米国国務省の「人身売買に関する報告書 (Trafficking in Persons Report)」も参照のこと。

www.state.gov/j/tip/rls/tiprpt/

c 児童労働の禁止及び雇入れの最低年齢

法律は最低雇用年令を 15 才に定めており、児童にとって有害となる可能性がなく、かつ、児童の通学にも影響を及ぼさないような軽作業については最低年令を 13 才に定めている。同法は、18 才未満の未成年者の夜間労働及び一定の種類の危険な労働を禁止し、違反者に対し罰金及び懲役刑を定めている。法律は、職人と雇用主が訓練及び道具とともに安全かつ健康的な労働環境を提供する義務を負う徒弟の身分に 15 才以上の児童が就くことを許容している。

雇用・労使関係省の監察官は児童労働規則の施行に責任があり、郡の労働担当官と郡議会の社会事業小委員会は、毎年職場を視察して法律の関連条項が遵守されていることを確認し、違反の告発を受けた時は常に抜き打ち検査を行うことに責任を負う。児童法の児童労働規則違反により有罪宣告された者には、500 セディ (125 米ドル) 以下の罰金、1 年未満の懲役、又はその両方が科される可能性があった。監察官は、使用者に、児童労働違反と法律の条項を遵守する効果的な方法についての情報を提供することが義務づけられている。しかし、政府は、これらの取り組みを実行するための十分な資源を法執行当局と司法当局に提供していなかった。

ILO、政府代表、労働組合会議 (Trade Union Congress)、メディア、国際機関、及び NGO は、児童労働と戦う制度上の能力を増大させる努力を続けていた。

政府は、産業における最悪の形態とされる児童労働を排除するために NGO、労働組合、及

びカカオ産業と密接に協働し続けた。これらのパートナーシップを通して、政府は複数の地域社会プロジェクトを創設し、啓発、監視、及び生計改良の促進に取り組んだ。

当局は児童労働法を効果的に又は一貫して施行しておらず、裁判官、警察官、及び労働当局者を含む法執行関係者は、児童を保護する法律の条項に不慣れな場合があった。

7 歳ほどの児童が農業と非公式の金鉱などの鉱山で、また、家事労働者、荷役夫、行商人、坑夫、採石場労働者として強制労働に従事させられていた。ボルタ湖地方の水産業では、児童労働者は、沈んでいる木の根にからみついた漁網をほどくために深い湖に潜るなどの危険性の高い仕事に従事していた。(2016 年) 4 月に、ヒューマン・ライツ・ウォッチ (Human Rights Watch) は、児童労働が、職工制採鉱でも蔓延し続けていると指摘した。児童は薪拾い、煉瓦積み、給仕や調理、及び乗車賃収集にも従事していた。児童労働研究 (Understanding Children's Work) が 5 月に発表した報告書は、5~17 歳の 190 万人の子ども (この年令層の約 22 パーセント) が児童労働に関与していることを明らかにした。7 月にチューレーン大学 (Tulane University) が発表した報告書は、2013~14 年の収穫期に収集されたデータを評価しているが、カカオ部門が約 918,500 人の児童労働者を雇用しており、そのうちの 95.7 パーセントがカカオの生産における危険な作業に従事していると推定した。児童は薪拾い、煉瓦積み、給仕や調理、物乞い、家畜の世話、及び乗車賃収集にも従事していた。

児童は、場合によっては、親が自分の子どもを、漁村、店、又は家で働かせるために売買、賃貸、又は無料供与して、労働を強制されていることもあった。児童の強制労働と債務労働がどの程度の範囲まで行われているのかを判断することは困難であった。小規模の鉱山では、児童が岩石を破碎し、深い穴を掘り、重量物を運搬し、重機を運転し、石をふるい、金を水銀との合金にしていたという。

児童労働者はしばしば不十分な賃金しか得られず、身体的に虐待されて、ほとんど又は全く医療を受けていなかった。

以下の URL で公開されている米国労働省の「最悪の形態の児童労働に関する所見 (Findings on the Worst Forms of Child Labor)」も参照のこと。

www.dol.gov/ilab/reports/child-labor/findings/

d 雇用及び職業に関する差別

法律は性別、人種、肌の色、民族的出自、宗教、政治的意見、社会的・経済的状況、又は障害を理由とした雇用又は職業における差別を禁止している。同法は、年齢、言語、性的

指向、及び／又は性同一性、HIV 陽性の状態、又は他の伝染病への罹患を理由とした差別は禁止していない。

政府は差別禁止令を効果的に施行していなかった。法律は、失われた収益に対する補償と解雇された労働者の復職を含めて、違反に対する刑罰を規定していた。しかし、刑罰は違反を阻止するのに十分ではなかった。女性、障害者、HIV 感染者、及び LGBTI の人々に対して、雇用と職業における差別が生じた（第 6 節を参照）。例えば、ほとんどの企業が職場で障害者の特別なニーズに対応できないであることを報告は示した。多くの企業は、求人に応募してきたそのような個人を無視又は拒絶した。

都市中心部に住む女性と技能及び訓練を積んだ女性は、明白な偏向にほとんど遭遇しなかったが、非伝統的な分野にいる女性への抵抗は持続した。

e 受入れ可能な労働条件

政府、労働者、使用者の代表から構成される全国三者委員会（National Tripartite Committee）は最低日額賃金を 7 セディ（1.75 米ドル）に設定した。ガーナ統計サービス局は、グレーター・アクラ州の物価に基づいた 2013 年 1 月の同等の成人の低位貧困線を 1 年あたり 792.05 セディ（198 米ドル）又は 1 日あたり 2.17 セディ（0.54 米ドル）と決定した。研究はこの額よりも所得が低い者を、極度の貧困状態にあると見なした。週間最長労働時間は 40 時間であり、7 日間ごとに少なくとも 48 連続時間の中断を設定している。労働者は、連続勤務の 1 暦年につき、又は特定の年に少なくとも 200 日働いた後に、少なくとも 15 労働日の完全有給休暇を与えられる。しかし、このような規定は、請負労働者や私宅の家事労働者には、あるいは非公式部門のどこにも適用されていない。法律は、時間外の賃金について規定しておらず、過度の強制的残業を禁止していない。

政府は職業上の安全及び保健規則を定めている。法律によって、労働者は、彼らの雇用に対する危険を伴わずに、健康又は安全を危険にさらす状況から立ち去ることができる。国内労働力の 20 パーセント未満が雇用されている公式部門の労働者だけがこの法制の対象とされている。

雇用・労使関係省内の工場局（Factories Department）は、基準の違反者に制裁を課すことに責任を負う。遵守を怠った使用者には、1,000 刑罰単位以下の罰金又は 3 年以下の懲役、又はその両方が科されなければならない。法律は、使用者が発生日から 7 日以内に業務災害と病気について報告するよう義務づけている。

法律はその断片化と範囲の制限のせいで、労働者に十分な補償範囲を与えていなかったという。(2016 年) 10 月に、アクラの精神病院の看護師が危険な労働条件に対してストに突入した。全ての部門を横断する公式経済において、最低賃金法違反は広範囲に及んでいた。最低賃金法は非公式部門においては施行されていない。勤務時間を統制する法制は主に公式部門の中で続いているものの、広く軽視されており、非公式部門においては強制されていない。

雇用・労使関係省は 97 人の安全監察官を雇用していた。安全監察官は訓練が不十分であり、違反に対して有効に対応するための資源を欠いていた。2016 年内に、監察官は違反に対して制裁を課したり、あるいは他の措置を講じたりしなかった。2016 年内に違反を防止するために、又は賃金と労働条件を改善するために取られた政府の具体的な行動についての報告はなかった。

法律は、国民健康保険制度と同様に社会保障及び国民保険信託年金制度への強制的参加を定めている。しかし、政府は特に非公式部門に、法令遵守を常に強制しているわけではなかった。同法は労働災害保険と出産保険について規定している。失業保険は法律で規定されていない。

2014 年のガーナ生活水準調査によると、労働人口の約 88 パーセントが、製造業などの中小企業、卸売り及び小売りのトレーダー、及び家事労働者、臨時の賃金労働者、家を拠点とする労働者、街頭の物売りから構成されているサービスプロバイダーなどの非公式部門に雇用されていた。これらの労働者のほとんどは自己被雇用者であった。(2016 年) 12 月に、アクラのガソリンスタンドが爆発し、少なくとも 12 人が死亡した。メディアは、国家石油局が、事故は「無責任な人為的ミス」の結果であったと主張していることを報告した。ガーナ石油消費者局は、安全基準を強制的に無効にしたことで国家石油局と環境保護局を告発した。爆発後の 12 月後半に、安全及びライセンスの懸念を引き合いに出して、ガーナ全国消防局はアクラの 2 つのガソリンスタンドを閉鎖した。

メディア報道によると、(2016 年) 1 月にアッパー・イースト州 Talensi 郡で、鉱山労働者が生きたまま金鉱の備蓄所に埋められて死亡したという。